

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K21033

研究課題名（和文）アジア大都市圏未公認集住地施策の先端的展開からみる脱規準と公認化による都市計画

研究課題名（英文）Urban Planning with De-regulation and Officialization studied from the leading cases of local policies for unofficial places in Asian Megacities

研究代表者

神吉 紀世子（KANKI, Kiyoko）

京都大学・工学研究科・教授

研究者番号：70243061

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,800,000円

研究成果の概要（和文）：海外調査が新型コロナの影響を受け、対象の一部変更（英国追加）を行った。インドネシア・ジャカルタ、タイ・バンコク、日本・京都市の対象事例から、都市化時代に公的許可手続きを十分に経ておらず一見無秩序に見える集住地について、ここ約10年増えている地区の特徴的環境として現状を公認する根拠としては、コミュニティの自律力、住環境の与条件から内発する論理性から環境形成が行われた現状、と判明した。さらにアジアではないが英国のRight of Way（通行権）変更申請の評価プロセスから、公認という手段に含まれる評価プロセスと実質対応の関係を把握した。これら全体として脱規準の計画に方法論があることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

都市計画が扱う地域で、地区ごとの固有性に一般的規準が適合し難いケースは少なくない。幅員、接道、各種の寸法・サイズ、用途、様々な規準が大幅な時間・労力、地区のもつポテンシャルの枯渇等に繋がることも少なくない。それに対し、アジアと英国の先行事例からは、コミュニティの成長・地区の与条件に対してより有用性ある空間形成を規準にとらわれずに創造する考え方・地区事情への専門的な深い知識からの判断で規準適用に幅をもたせる手続きプロセスの柔軟性、が明らかになった。個別地区の固有性を良さととして「公認」する施策技術にはそうした共通点がある。

研究成果の概要（英文）：Due to the impact of COVID-19, the overseas survey plan was partially changed (the UK was added). From the case studies of Jakarta, Indonesia, Bangkok, Thailand, and Kyoto, Japan, officialization the current state of districts that have not undergone sufficient official permission procedures during the era of urbanization and that appear to be disorderly at first glance, is justified by the autonomy of community, and the logic inherent in the given conditions of the living environment. Furthermore, from the evaluation process of applications for changes to the Right of Way in the UK, which is not in Asia, the relationship between the evaluation process included in the means of official recognition and the actual response was understood. Overall, these results showed that there is a methodology for planning deregulation.

研究分野：都市・農村計画

キーワード：未公認集住地 アジア大都市 コミュニティ 公認化 居住環境 都市計画 通行権

1. 研究開始当初の背景

構想に至った背景と経緯

研究代表者は以前より、ジャカルタにおいて RUJAK Center for Urban Studies(以下 Rujak) および住民組織等と協力して International Field School を開催し、かつてスラムと見なされることもあった高密度集住地の現在の住環境について、地区の特徴を発見的に評価しそれらを認めていかす「公認化」による都市計画上の位置付けが有用で、公正であることを提唱する取り組みを行っていた。とくに 2016 年州による強制撤去(約 1ha・230 世帯 700 人)が行われてしまいその後改めて州の関与により再生することになったジャカルタの Kampung Aquarium に関する研究・スクール開催をきっかけに、急速都市化発生時のスラム集住地の形成や、様々な歴史的経緯で都市計画と異なる空間性で構成される集住地について、「規準への是正・誘導」を必須とする都市計画から「コミュニティによる環境形成の自律性と可能性」を重視する「公認化」の都市計画への展開、を国際的な研究交流を通じて提唱することを目的に本研究を計画した。

公認化を主軸に都市計画は、右図(研究計画調書図-4、ジャカルタの 2018 年 9 月 Field School で用いた図(日本語版)より)のように文化・将来性の評価が粗雑であると極めて無責任で混乱した結果を招く懸念がある。この懸念に対しては、規準に沿う是正・誘導的都市計画のほうが精緻である。昨今国内各地で導入されている建築基準法第 3 条 1 項 3 号に基づくその他条例や、重要伝統的建造物群保存地区で用いられる建築基準法緩和は、この公認化の先行的事例といえ、「公認化」への展開は今後次第に広がっていく可能性は十分あり、「評価できる集住」をいかに評価すべきかを研究的に定位しておくことが重要である。

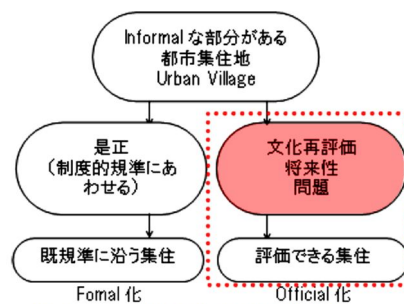


図-4 Formal(是正)化とOfficial(公認)化
図1 違反是正と公認化のアプローチの違い

2. 研究の目的

そこで、本研究における具体的な目的として、ジャカルタの高密度集住地(Kampung Kota = 都市カンポン)に関して現地で進められている都市計画上の新たな施策と住環境評価に着目し、実事例に関与しつつ、公認化の都市計画を地区において実現する際の、地区評価と公認プロセスの方法論に関する研究を行うことを目的とする。土地・建築に関する制御基準、都市基盤等の標準などの制度上一定に設定される規準への是正誘導を手法とすることが長く常識でもあった都市計画に対して、規準こだわり過ぎず、集住地の環境形成とそのコミュニティのもつ可能性に対し公共的長所を認め育成する方向へと展開するもので、「公認化」の都市計画論と定義できる。ここで「公認」に足る可能性はいかに評価できるか?に理論化がなければ、場当たりの対応となり都市計画は成功しない。実事例に関するフィールドスクールの開催、日本の経験の再定義を行いつつ、新たな「公認化」の都市計画論を示す。

3. 研究の方法

本研究は 2020 (R2) ~ 2022 (R4) 年度の予定で、主として、インドネシア・ジャカルタ、タイ・バンコクの事例を用いた国際共同を研究方法として予定していたが、新型コロナウイルスの影響をうけたため、一部方法と予定を変更し、次のような方法で研究を実施することに至った。

かつてスラムと見なされたことのある高密度集住地で、そのコミュニティまたは住環境が評価され、居住権が認められ、地区の空間性も個性を認められて公認化された事例の調査。インドネシア・ジャカルタ、タイ・バンコクを対象とする。

英国・イングランド中部の Right of Way (通行権) に着目し、通行権がある土地の所有者によって変更申請が提出された際の評価と決定の手続きプロセスを調査する。通行権は土地所有者の違いに関わらずネットワーク状に設定されてきており、土地所有者から別ルートへの転換の要請が申請されることがかなり生じる。ここでは、要請に対する判断を規準を準備して判断するのではなく、個別事例ごとに対応が異なる。脱規準の計画運用が定着している対象として、調査対象とした。(コロナの影響からの改善が早かったことも一因である)

日本の事例として、高密度集住地(大阪市生野区の商店街エリア)、市街化調整区域内でありながら開発許可なしの工業地開発が集積した京都市伏見区深草地区の大岩街道周辺地域、をとりあげ、都市計画法・建築基準法上の規準にあわない現状を、大改変することなく地区の固有の特色にあわせて持続・再生する取り組みが行われている国内事例として対象とする。地区のどのような特徴が評価対象となるべきか、国内制度上の公認化が現状の中でどこまで可能か、を実際に即して議論することができる。

主に、と (コロナ以前の研究計画で想定していた対象) の共同調査参加者らによって調査研究の成果をもちより国際的にみた調査結果のレビューと、公認化の都市計画への展望を議論する研究集会を開催する。

4. 研究成果

4-1 タイ・バンコク Hua Lamphong Railway Station 東側 Duang Khae community

Foundation for Child Development (FCD) との協力により 2021 年 3 月 13 日にオンラインによるグループインタビューとアンケートを実施（右図）。その後コロナ制限緩和に沿って、現地調査。かつて主要鉄道駅近くに形成されたスラム集住地であったが、コミュニティ形成ととりわけ子どもの自由遊びの環境づくりにおいて、コミュニティと地区内に存在する FCD の伴走で成果をあげ、土地所有者から居住権が認められた経緯をもつ。細街路を中心とする高密度性はほとんど変化がないままに高評価となった。従ってここでは、子ども・保護者・FCD のコミュニティ活動の履歴、現在の子どもの遊び環境の具体的空間性、子どもの日常において重要な空間性（遊び場所選択）を明らかにし高評価の実情を明らかにした。

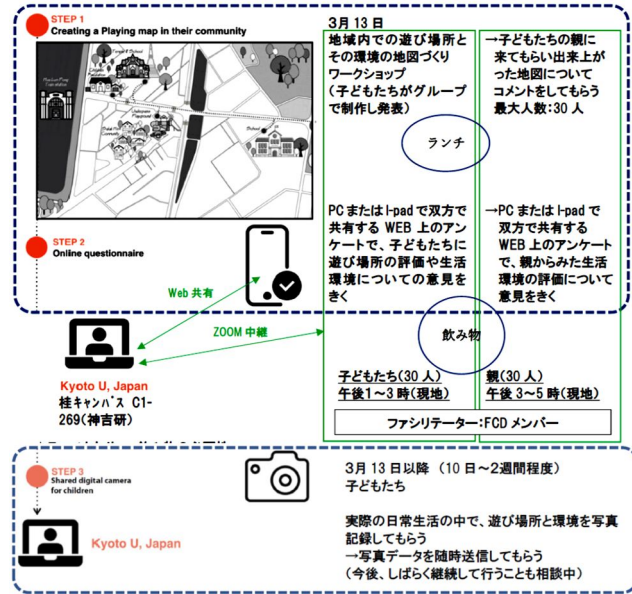


図2 オンライングループインタビューの実施方法
環境の具体的空間性、子どもの日常において重要な空間性（遊び場所選択）を明らかにし高評価の実情を明らかにした。

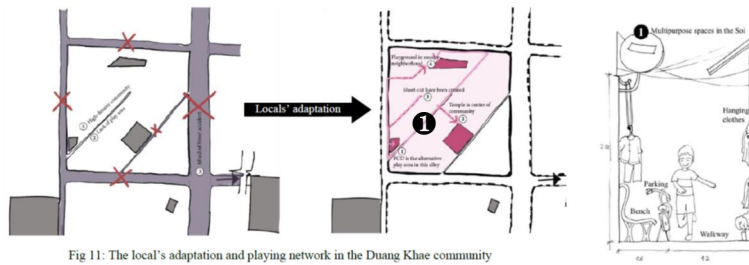
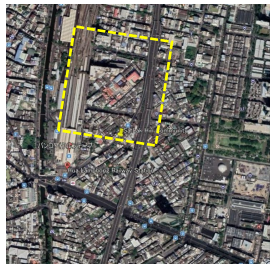


Fig 11: The local's adaptation and playing network in the Duang Khae community

図3 調査エリアと遊び（■ 遊び場、×は渡らない地点、1主要街路）路地断面内の空間（©P.Nunma and K.Kanki <https://doi.org/10.1080/13467581.2022.2129972>）

図3のようにコミュニティは極めて狭い路地（図3右の断面は路地幅員1.8m、椅子等がそのうち0.6mを占め通行・遊びの有効幅員は1.2m）であるが、地区を囲む幹線道路を渡って地区外に子どもが遊びに行くことはなく、コミュニティ内の大人の目の届く安心できる範囲におさまっている。面的な遊び場は、FCDの施設敷地・サッカー広場・寺院で路地からのアクセスができています。路地幅員1.8mの中は大人の休息やコミュニティスペースでもある。インタビューと子どもの写真からは、幹線道路は怖く、それを越えることは極めて遠い（すぐに家に帰ることができない）所に行くことを意味し、高密度に街区内に集まっていることこそが重要な住環境であることが明快であった。また、このコミュニティ内には狭いがみなが楽しめるスペースとして壁絵の共同製作がなされている地点があり、このことも、面積・幅員・密度よりも子ども・大人ともに安全・すぐに知人のもとに行ける近さ・コミュニティ内での共同が重視されており、この点において非常に丁寧に空間は管理されている。この地区がかつてスラムであったが、土地所有者から居住権を得た経緯も、こうしたコミュニティが評価されるとインタビューできかけた。都市化時代、ここに住む人は知らない者どうしも多い状態から始まりコミュニティ形成は実のところ相当に熱心な活動を要したとのことである。FCDの存在からとくに子どもと親の協力が焦点になり、現在も母親グループ等子どもの見守りが核となっているとのことである。

さらに、世界的にも知られるタイ政府のスラム改善プログラムである Baan Mankong Program の事例調査を行い、プログラム進行プロセスの全体像を調査した結果、プロセスがそれぞれ異なり一定ではないことが判明した。学会口頭発表で報告した後、さらに調査中である。

4-2 インドネシア・ジャカルタ Kampung Aquarium

上述のように2016年に強制撤去されその後再建が決定したこの事例では、州・市が住宅等の建設は行うが、経緯を考え、3度のフィールドスクール、Rujakとコミュニティによるねばり強い設計プロセス運営を通じた再建内容の設計を行っていた。そこでは、親切の中層集合住宅になるが、コミュニティの自律性、高密度集住らしい個性のある空間性実現を意図したものとなっ

ていた。再建工事が進行し（図4、2022年11月撮影）居住者の入居も進んだ2022年に現地調査を行い、評価の高い高密度集住がどのように再現されているか、実際に居住開始となり日常空間はどのように再生されているか、とりわけ地区の子どもの遊び場がどのように生まれているかに着目して現地調査を行った。Kampung Akuariumと同時に一部撤去等にあったKampung Susun Kunirもあわせて訪問調査を行った。また、ここでの経験から、Rujakは集合住宅（立体カンポン Kampung Susun）を導入する都市カンポンの住環境改善プロジェクトを進めており、その取組み例として Kampung Marina、Kampung Muara Angke を訪問調査した。



図4 再建中の Kampung Akuarium
@神吉

表1 調査対象地区とその状況概要

土木学会 下水道の持続可能性向上に関する技術検討業務報告書 2023.3、P.2.8 ジャカルタ高密度集住地の住環境整備にみる生活インフラの共同化^a（神吉）

	状況	土地利用	集合住宅導入	上水	インフラ負担の共同化	住宅改善の組織化
① Kampung Susun Akuarium	竣工前	漁港直結集住地共同農園	全部	建設中	水光熱費等の支払等の共同化組織有	有（再建計画自体に参画）
② Kampung Susun Kunir	竣工前	集住地埋蔵文化財	一部	建設	未確認	有（再建計画自体に参画）
③ Kampung Marina	実施中	集住地商店街	なし（見込み）	タンク	未確認	有・世帯の実情にあわせ、サポートを調整している
④ Kampung Muara Angke	計画中（移転可能性有）	水産・水産加工業地漁港直結集住地	一部	タンク（共同化）	水タンクの導入等を実現	有



図5 表1 と の現状写真（2022年11月 神吉撮影）
土木学会 下水道の持続可能性向上に関する技術検討業務報告書 2023.3、P.2.8 ジャカルタ高密度集住地の住環境整備にみる生活インフラの共同化^a（神吉）

表1のうち（図5上段）は南北の直線的で狭小な路地沿いに集住が立地する地区で、大きな敷地が望めず1棟ごとあるいは数棟のグループでの改善を少しずつ進めている。路地丈夫に屋根掛けしている地点でわずか30cm程度でも幅員を拡げ、家屋を3階建てにする事例が散見され、陽ざしが届く場所には早速マイクロサイズの栽培が生じている。（図5下段）は漁港と一体の地区であり、工業材料用の水産業を行い手作業であることから生産物の質の信用を得て安定的に行われているが、ここでの排水と魚・鮫由来の廃棄物処理に課題をもつ。港湾沿いで周辺の土地利用が現在も変貌中のため、住空間としては大きな問題はないが上水・排水の課題にむけて、また、地区の整備をコミュニティが主人公となっていくには強い意識があり、地区外の専門家（大学研究者など）とのつながりも得ている。はそれぞれ整備後・前と状況は違うが、互いに交流しており、コミュニティの組織 Kooperasi の設立、インフラの費用や世帯事情を勘案した利用の配分の調整をコミュニティ組織が行うこと、を含めて家屋や周辺整備を行うことを決めた世帯への費用負担のコンサルタント（マイクロビジネスを薦めて家計アドバイスをする、融資への返金のスキームを変えるなども含む）を担当するコミュニティ代表者が選ばれており大きな役割を担うことが、共通する。図6はそうしたコミュニティ組織の設立のモデルとなり自らも他の地区の活動への貢献にも力を発揮している、Kampung AkariumのKoperasiの組織図である。再建された住棟1階のピロティ部分に掲示されている。撤去から8年をかけて2024年に完全竣工となった Kampung Susun Akuariumは、公共上水道（ジャカルタでは公共下水道は普及していない）、電気等のインフラが住棟（5棟）へと供給される。そのため、かつてはセルフビルド等で漸次的に形成された集住地で、撤去後は州による仮設住宅住まいであったコミュニティは、共同住宅のコミュニティにむけて改めて勉強し組織化を行った。上水道・電気の各戸利用と共同利用の計画、Koperasi が強制撤去後まもなく開始したコミュニティビジネスが発達してきたことからその収益を全体としてのインフラの支払い会計に組み込むことで世帯ごとの負担を軽減するアイデア、共同農園、世帯のうち個別に小規模売店や食堂を開設する世帯、といった多様な経営の主体構造とインフラ支払いの構造化を行っている。建設工事中一部棟の完成後にはそこにまず入居し、工事中の状況をいかした小規模商店の開店など、その時その時に使えるリソースから常に新しい構造化の可能性を追求してきたことを確認できた。

こうした Kampung Akuarium の変化に合わせたコミュニティ組織化のアダプタビリティは、本研究以前からのフィールドスクールでの議論でも既に切り口となっていた部分がある。高密度集住地のコミュニティが、外形的には複数の集合住宅棟（もともと強制撤去が発端であることから、公設とし、将来は居住者の所有となる見込みとなっている）に住むことへの移行に際して、いかにコミュニティの自律性が主軸となって自らが集住を新しく設計するかを体現することが、この Kampung Akuarium の2016年以降がもつ世界的な業績である。激変する状況の中では、住戸の規模や通路幅員といった部分寸法の固定化はせずに、与条件の中で最もよいアイデアを見出すことが優先され、同時ににそのアイデアから住空間が形成されたときには互いに平等にシェアする空間の広さがあり、また、事情のある世帯への配慮があった。脱規準の住空間形成において、事前に固定的な寸法システムを用いず、与条件の創造的な読み取りと設計をもとに、コミュ

ニティの相互扶助の中で実現する方式がこの地区では確立されている。

訪問時 2022 年 11 月 25 日には Rujak 主宰により Kampung Susun Aquarium 1 階スキップフロアの立体路地空間で、Public Discussion Historic Urban Landscape and Kampung Kota を開催（ジャカルタの状況とおよびバンコク Baan Mankong Program、京都市伏見区他の事例も発表、<https://youtu.be/iamL7JAGaHw>）した。

4-3 イギリス

脱規準と公認化の議論は、他の土地利用上の制度においても生じるテーマである。イギリスの Right of Way は人々が歩いて通行していくルート私有地を含めて制度的に決定し、通行する権利を守っているものである。が、私有地の所有者等からは、ルート変更や廃止を希望する申請が出されることは時折ある。申請者の要求に応じて通行ルートの設定を変更するかどうかは、実はかなり個別事例的に対処されていることを見出したのが今回の調査研究であった。

図 6 左のフロー図は雨宮らにより整理されたものだが、公開審問等の前に、相談・非公式協議・公式協議の段階があり、それぞれキャンセルされる場合があること、協議を決定する者、法定の参加者、参加者とステークホルダーの位置付けが設計されていることがわかる。フローが進むにつれ作業費用もかかるようになり、非公式協議レベルでステークホルダー間での合意レベルで話がまとまり申請はキャンセルされたケース、公式協議・公開審問まで進み一部ルートが廃止されたケースも調査した。非公式協議でのキャンセルのケースは、例えば、ルートは変更しないが、別ルートが設けられそちらを通るように誘導し、土地所有者は納得できる程度に迷惑が減じられる、といった方式。制度上は、通行権は継続するので将来にも通行できることは保持されている、ことになる。ここで協議等の再のルートの継続・変更をどのように評価するか、には、100 年以上の実績をもつ利用者団体が案件近くの会員が参画していることが多くみられた。利用者団体の専門性をベースに参加するが、参加者個人の価値観や評価をその場では有効となっている。申請事例ごとのプロセスの弾力性が大きいことがわかる。こうしたルール変更への対処の振れ幅の大きさとステークホルダーの関わりは、脱規準の都市計画に大きな示唆を与える。

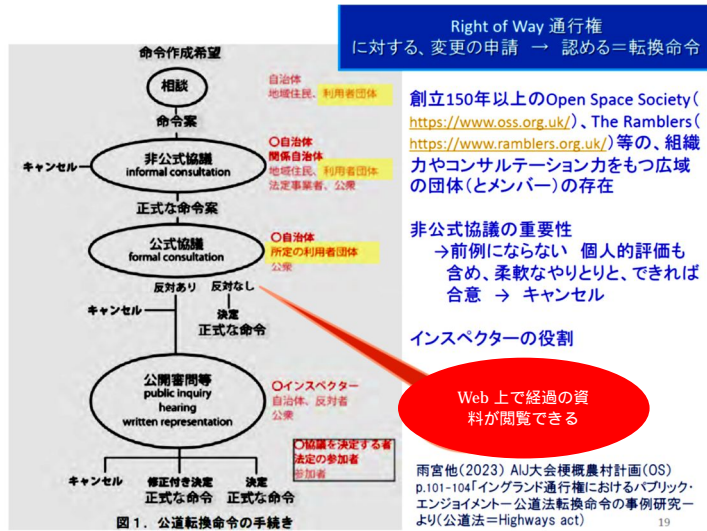


図 6 イングランド Right of Way (通行権) へのルート変更等の申請とその対応手続きのフロー

4-4 日本国内事例

京都市伏見区深草地区「大岩街道周辺地域」について、下記の図 7 のように、実は、是正とは複雑な手続きに関わるもので、一度に決定することができない。これらの諸手続きはそれぞれの項目について解く必要がありこれをビジョン文書そのものを公認することができれば、規準どうしの組み合わせの議論が可能である。そうした限界を実地に確認できた。

大阪市生野区については、現在まで保持されてきた商店街空間の建築・空間的把握、アーケード他から判断できる商店街組織の構造の把握等を行い、さらに、調査持続中である。

表 1 大岩の適法化に向けた制度上の課題及び各種検討項目、必要な手順と協議先（太字は今年度取り掛かった項目）

	協議会での検討項目	手順	京都市本庁（御池）における協議先
地区計画 (本稿)	・まちづくりビジョンの作成	… 検討、合意形成（協議会決議）	都市計画課、開発指導課
	・地区計画素案の作成	… 作成、合意形成（協議会決議）、提出	都市計画課
道路 (次稿)	・認定道路の付け替え	… 道路区域明示、関係課協議、付替・廃止・区域変更	道路明示課、建築指導課、道路河川管理課、伏見土木事務所
	・道路整備	… 測量、設計、協議、合意形成、工事、完了手続き	都市計画課、開発指導課、道路河川管理課、伏見土木事務所、下水
開発許可	・用途と開発要件の整合		開発指導課
風致	・見直し検討		風致保全課

図 7 違法状態からの適法化（是正）にむけた課題と検討項目・手順・市協議崎部局の一覧

日本建築学会大会（違法開発集積地である「大岩街道周辺地域」における漸進的適法化その 3 - B エリアまちづくり協議会による「まちづくりビジョン」の作成（2023 清山他）

4-5 全体会 International Workshop

2024 年 3 月には、研究全体をまとめる総合的な International Workshop を開催した。

“Urban Villages as Dynamically Authentic Urbanity - Field School REUNION” 2024 年 3 月 3 日 名古屋開催

<https://youtu.be/UnbHBOJfpwI>

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 Nunma Pilaiporn, Kanki Kiyoko	4. 巻 F都市計画
2. 論文標題 Children's spaces and creative adaptation in a high-density neighbourhood of the Bangkok metropolitan region: a case study of the Duang Khae neighbourhood	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Journal of Asian Architecture and Building Engineering	6. 最初と最後の頁 1~14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/13467581.2022.2129972	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 神吉紀世子	4. 巻 報告書
2. 論文標題 2.8 ジャカルタ高密度集住地の住環境整備にみる生活インフラの共同化	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 下水道の持続可能性向上に関する技術検討業務報告書	6. 最初と最後の頁 2-50~2-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 雨宮美夏、神吉紀世子、清山陽平	4. 巻 E農村計画
2. 論文標題 イングランド通行権におけるパブリック・エンジョイメント 公道法による公道転換命令の事例研究	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本建築学会大会（北海道）学術講演梗概集 オーガナイズドセッション	6. 最初と最後の頁 101~104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 清山陽平、神吉紀世子	4. 巻 F
2. 論文標題 違法開発集積地である「大岩街道周辺地域」における漸進的適法化 その1 景観回復に向けた開発経過の分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本建築学会学術講演梗概集(北海道) F都市計画	6. 最初と最後の頁 923~924
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西田造、荒木望、奥山幸歩、清山陽平、神吉紀世子	4. 巻 F
2. 論文標題 違法開発集積地である「大岩街道周辺地域」における漸進的適法化 その2 旧集落型地域における境界線暫定方法の模索	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本建築学会学術講演梗概集(北海道) F都市計画	6. 最初と最後の頁 925～926
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Tirawat PIMWERN, Kiyoko KANKI	4. 巻 F
2. 論文標題 The flexibility of the urban poor housing development through the Baan Mankong Program (BMP): A case Study of Rung Manee Pattana community, Bangkok	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本建築学会学術講演梗概集(近畿) F都市計画	6. 最初と最後の頁 105～106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐藤夏綾、木地佑花、山井駿、Tirawat Pimwern、何鈺昆、清山陽平、神吉紀世子	4. 巻 F
2. 論文標題 建設進行中のカンポン・アクアリウムに見る 住民自治組織とその生活実態について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本建築学会学術講演梗概集(近畿) F都市計画	6. 最初と最後の頁 1217～1218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 神吉紀世子	4. 巻 2021年度
2. 論文標題 公認と違法の間を統合する文化的景観～居住の価値転換と包摂的計画緩和の関係を各国事例からみる～	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 2021年度日本建築学会大会研究協議会都市計画部門研究協議会資料集「価値転換によりこれからの都市及び都市生活のあり方を問う」	6. 最初と最後の頁 38-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Kiyoko KANKI
2. 発表標題 Historic Urban Landscapes in the Changing but historic Kyoto --- Still neglected Urban Landscapes---
3. 学会等名 Diskusi Publik - Kampung dan Lansekap Bersejarah Kota, Nov.25, 2022 RUJAK (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 神吉紀世子
2. 発表標題 都市・建築基準ではない「公認」=可能性評価ベースのデザイン
3. 学会等名 日本学術会議土木工学・建築学委員会都市・地域デザインの多様なアプローチ分科会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究終盤（延長した2023年度の2024年1月）に、本研究対象のジャカルタの事例地と、共同研究先は「Housing Rights in Jakarta: Collective Action and Policy Advocacy, Indonesia」のタイトルで、World Habitat Awardの金賞を受賞した（Rujak Center for Urban Studies, Urban Poor Consortium）。これのFull Detailの「Funding」欄にKyoto Universityの記載があるのは本研究の経費により渡航しての共同研究と研究集会を行った部分を先方が再計算して記載してくれたところである。<https://world-habitat.org/world-habitat-awards/winners-and-finalists/housing-rights-in-jakarta-collective-action-and-policy-advocacy/>

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 Diskusi Publik - Kampung dan Lansekap Bersejarah Kota, Nov.25, 2022 RUJAK	開催年 2022年～2022年
---	--------------------

国際研究集会 International Research Workshop Urban Villages as Dynamically Authentic Urbanity International Field School REUNION	開催年 2024年～2024年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
タイ	Foundation for Child Development	Thammasat University		
インドネシア	Rujak Center for Urban Studies			
英国	Open Spaces Society	Rambler's Association		